

# 津市チビッコ広場設置等補助金交付要綱

平成18年1月1日訓第102号

改正 平成26年7月31日訓第51号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内に存する自治会その他地域住民によって構成される団体（以下「自治会等」という。）がチビッコ広場の設置等を行うことにより、児童の遊び場を確保し、その健全な育成を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「チビッコ広場」とは、児童の遊び場として自治会等が土地所有者から使用貸借期間1年以上の使用貸借契約により確保した50平方メートル以上の土地で、自治会等が市長が別に定める基準に基づき遊具等を設置し、その責任と負担において管理するものをいう。

2 この要綱において「チビッコ広場の設置等」とは、チビッコ広場を設置し、又は維持補修することをいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「チビッコ広場設置等補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、自治会等がチビッコ広場の設置等を行う場合に、当該自治会等に対して、これを交付するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金は、チビッコ広場の設置等の規模等を勘案し、別に定める算出基準に基づき、予算で定める額を限度として、これを交付するものとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日とは、チビッコ広場の設置等に着手する日の前日とする。

(添付書類)

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類とは、次に掲げる

書類とする。

- (1) チビッコ広場の設置の場合にあつては、チビッコ広場の付近略図及び見取図
- (2) 土地使用貸借契約書(補助金の交付を受ける年度の末日までの使用貸借を確認できるもの)の写し
- (3) チビッコ広場の設置等に係る見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、チビッコ広場の維持補修に係る補助金の交付申請にあつては、当該チビッコ広場に係る前回までの補助金の交付申請書に添付された土地使用貸借契約書の写しによって補助金の交付を受ける年度の末日までの使用貸借を確認できる場合は、同項第2号に掲げる書類の添付を要しないこととすることができる。

(実績の報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書(規則第6号様式)の提出に当たっては、チビッコ広場の設置等に係る費用を支払ったことを証する書類の写しを添付しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の規定は、この訓の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお合併前の津市チビッコ広場設置等補助金交付要綱(平成12年津市訓第32号)又は児童遊園地事業費補助金交付規程(昭和61年河芸町規程第4号)の例による。

附 則(平成26年7月31日訓第51号)

この訓は、平成26年8月1日から施行する。